

令和2年度 佐川町職員採用試験のお知らせ

佐川町では、他人(ひと)のことを おもいやり、
自分事として考えることができる人財を募集しています。
あなたもぜひ私たちの仲間に！！

試験区分

主任介護支援専門員、または介護支援専門員

受験資格

昭和50年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者

- ①主任介護支援専門員の資格を有する者または令和3年3月末までに取得見込みの者
- ②介護支援専門員として3年以上の実務経験を有する者で、3年以内に主任介護支援専門員の資格を取得する意志のある者

採用予定人員

1名

採用予定日

令和2年8月1日以降、採用予定(相談可)

受付期間

令和2年5月25日(月)～令和2年6月17日(水)
平日8時30分～17時15分

※郵送による申し込みは、令和2年6月17日(水)必着分まで。(簡易書留に限る)

採用試験

試験日：令和2年6月27日(土)
場所：佐川町役場

受験手続

役場総務課に試験案内及び受験申込書を準備しています。必要事項を記入し、受付期間内に役場総務課へ提出してください。なお、試験案内及び受験申込書は、佐川町ホームページからもダウンロードできます。※詳細は、試験案内をご覧ください。



問 総務課 総務係 電話 22-7700

大変な仕事も
チームワークで
乗り越えます！



地域包括支援センターでは、「地域で生き生きとしたその人らしい暮らし」を支えるために、介護支援専門員をはじめ、保健師や社会福祉士、管理栄養士など様々な専門職員が、ひとつのチームとなり仕事をしています。人との関わりの中で、時には振り回されながら、一緒に悲しみ、迷い、悩むからこそ共有できる笑いや安心感、喜びがあります。専門職としての価値観や技術、倫理観を意識し、原点に立ち返りながら仕事をしています。あなたもぜひ私たちの仲間に！！

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

●新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

●担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象者

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。
- ・これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続き等

- ・関係法令の施行から2カ月後(令和2年6月30日)、または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

問 税務課 収納管理室 電話 22-7703

令和2年度 町民税・県民税の納税通知書をお送りします。

6月1日(月)に「令和2年度町民税・県民税納税通知書」を発送します。(給与特別徴収の方法で納めていただく方については、5月15日(金)に勤務先へ「特別徴収税額の決定通知書」を発送していますので、勤務先から通知書をお受け取りください。また、令和2年度町民税・県民税が課税されない方には発送しておりません。)

令和2年度(令和元年分)課税(非課税)証明書・所得証明書の発行

令和2年度(令和元年分)課税(非課税)証明書・所得証明書は、6月1日(月)から発行します。

※町民税の減免制度について

所得が仕事や病気などの事情で、激減したことにより、生活が著しく困難になった場合は、事情に応じて税を減免できる制度があります。

問 税務課 国保住民税係 電話 22-7704